

日向市工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務緩和に関する事務取扱要領 逐条解説

(趣旨)

第1条 この要領は、日向市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和及び現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

- 第1条は、本要領の制定趣旨を規定している。約款第10条第3項の規定に基づき、現場代理人の常駐義務、兼務規定について定めることとしている。

(常駐を要しない期間)

第2条 現場代理人は、次の各号のいずれかに掲げる期間においては、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作のみが行われている期間
- (4) 発注者が約款第31条第1項の規定による通知（工事完成届の提出）を受けた日後、検査、事務手続その他後片付けのみが残っている期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、工事現場において作業等が行われていない期間

- 第2条は、現場代理人の現場への常駐を要しない期間について規定している。平成22年に国の示す標準契約約款が改正されたことに関して、平成23年国交省通知（国土建第161号）（以下「国交省通知」という。）において常駐緩和の適切な運用について要請がなされている。

(兼務が可能な条件)

第3条 発注者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件を全て満たす場合は、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務することを認めることができる。ただし、工事の内容、特殊性、安全管理上の理由その他兼務させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 兼務するその他の工事が稼働していない場合 次に掲げる条件を全て満たさなければならないものとする。
 - ア 兼務が可能な期間が、次の各号のいずれかに該当すること。
 - (ア) 前条第2号に掲げる期間中に、兼務しようとする工事が完成する見込みであること。
 - (イ) 兼務しようとする工事と作業期間が重複せず、かつ、工事現場の保全等の観点から発注者が支障がないと認めること。
 - イ 兼務が可能な工事が、原則として日向市（上下水道局を含む。以下同じ。）の発注工事であること。ただし、国、県又は他市町村（以下「国等」という。）の発注工事について、当該国等が兼務を認めており、かつ、発注者が支障がないと認める場合は、この限りでない。
 - ウ 監督員等と現場代理人が常時連絡を取ることができ、監督員等が指示したときは、速やかに現場代理人が当該工事現場へ向かうことができること。

エ 作業等が実施されておらず、現場代理人が常駐していない場合であっても、工事現場で事故等が発生することのないよう必要な措置を講ずること。

オ それぞれの工事現場が日向市内であること又はおおむね1時間以内に当該工事現場に戻ることでできる範囲内に他の工事現場があること。

(2) 兼務する工事の両方が稼働している場合 次に掲げる条件を全て満たさなければならないものとする。

ア それぞれの工事の当初請負金額が、3,500万円未満（建築一式工事は7,000万円未満）であること。

イ 兼務が可能な工事の全てが日向市発注の工事であること。ただし、国等の発注工事について、当該国等が兼務を認めており、かつ、発注者が支障がないと認める場合は、この限りでない。

ウ 兼務できる工事は2件までであること。

エ 監督員等と現場代理人が常時連絡を取ることができ、監督員等が指示したときは、速やかに現場代理人が当該工事現場へ向かうことができること。

オ それぞれの工事現場が日向市内であること又はおおむね1時間以内に当該工事現場に戻ることでできる範囲内に他の工事現場があること。

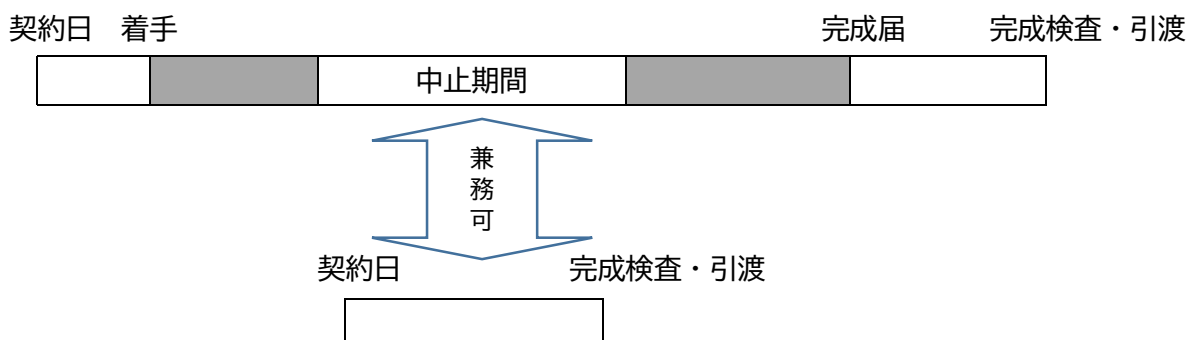
カ 現場代理人は、必ず兼務している工事のいずれか一方の工事現場に常駐するものとし、他の工事現場についても1日1回巡回し、現場管理等にあたること。

キ 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係にあること。

- 第3条第1号の規定は、現場代理人を兼務する工事の一方が稼働していない場合における兼務が可能な条件を、国交省通知において示された常駐緩和の基本的な考え方を参考に具体的に示したものである。
なお、第1号では、兼務できる工事の件数について明記していないが、国交省通知にもあるように2件から3件を想定している。

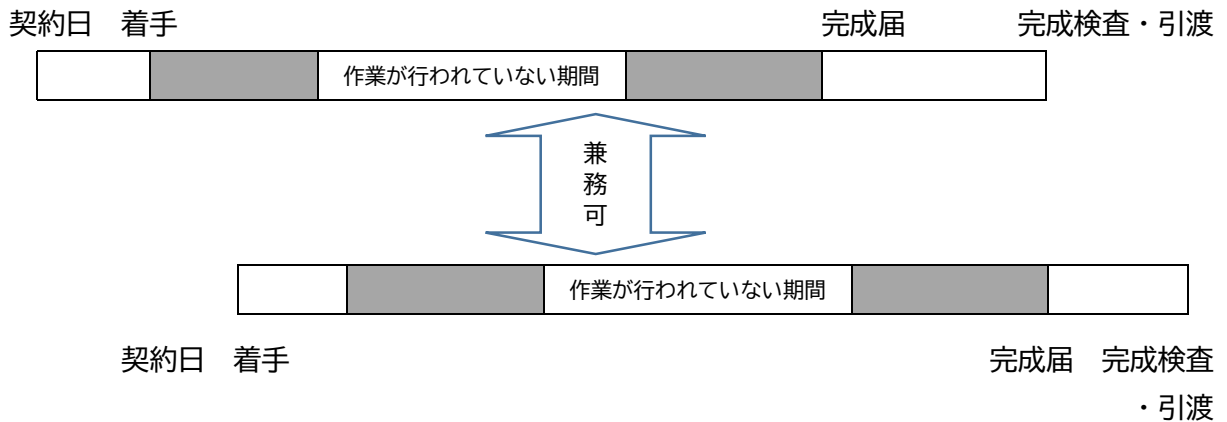
ア-（ア）

工事の全部の施行を一時中止している期間中に兼務しようとする工事が完成する見込みである場合



ア-(イ)

兼務しようとする工事と作業期間が重複せず、かつ、工事現場の保全等の観点から発注者が支障が無いと認めた場合



イからオについては、その他兼務に必要な条件を規定している。

- 第3条第2号の規定は、**現場代理人を兼務する工事の双方が稼働している場合**において兼務を可能とする条件を具体的に示したものである。

政府が平成30年に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、令和2年に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を発表したことにより、国、県の工事発注量が著しく増加し、市町村の入札において不落、不調が増加している。このことから、現場代理人の兼務を予定している工事の双方が稼働している場合でもアからキの条件を全て満たせば兼務を可能とし、業者の人手不足の解消を図ろうとするものである。

アは、当初請負金額が3500万円未満（建築一式工事は7000万円未満）とするものである。現場代理人と主任技術者等は兼務可能（約款第10条第5項）とされているが、**建設業法26条第3項及び同法施行令第27条**において、主任技術者は請負金額が3500万円以上の工事（建築一式工事は7000万円以上）については専任とされていることから、3500万円未満（建築一式工事は7000万円未満）としている。

オについては、兼務可能な工事現場の相互の距離について規定しており、双方が市内工事である場合又は双方の工事現場を1時間以内で移動できる距離である事を求めている。

（兼務申請等の手続き）

第4条 受注者は、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務しようとするときは、発注者に対し、現場代理人兼務申請書（様式第1号）を提出して承認を受けるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 前条第2号の規定により現場代理人を兼務させる場合は、同号キに規定する直接的な雇用関係を証する書類（現場代理人が法人の役員である場合は、役員である事を証する書類）の写し
- (2) その他発注者が必要と認める書類

- 3 発注者は、第1項の申請書の提出を受けたときは、内容について審査し、その結果を現場代理人兼務承認（不承認・取消）通知書（様式第2号）により、受注者へ通知するものとする。
- 4 受注者は、第1項の申請書を提出した後において、兼務しようとする他の工事について国等の承認が得られなかった場合その他兼務をしないこととなったときは、速やかに現場代理人兼務取下書（様式第3号）を発注者に提出するものとする。

■ 第4条は、受注者が兼務を申請する場合の手続きについて示したものである。

第1項、第2項において、受注者は様式第1号を発注者に提出し、発注者は申請書の内容を審査後、様式2によってその結果を受注者に通知する旨を規定している。

第3項では、発注者において第2項の審査に必要な書類の提出を求めることができるとしている。この必要な書類については、兼務を可能とする条件を満たすことを証する書類として、兼務しようとする各工事の工程表や、直接的な雇用関係を証する書類等が考えられる。

第4項では兼務をしないこととなった場合には、様式第3号の現場代理人兼務取下書を速やかに提出するように求めている。

（兼務承認の取消し）

第5条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人兼務承認取消通知書（様式第2号）により、兼務の承認を取り消すものとする。

(1) 事故等が発生し、又は発生するおそれがあるなど工事現場の適正な運営・取締りに支障があると判断した場合

(2) 前号に規定するのほかに、受注者が第3条に掲げる条件を満たしていないことが判明した場合

2 受注者は、前項の規定により取消しを受けた場合において、現場代理人が引き続き発注者の業務を実施することができないときは、新たに現場代理人を配置するものとする。

3 受注者は、前項の規定により新たに現場代理人を配置するときは、第1項第1号による取消しの場合には通知を受けた日から7日以内に、同項第2号による取消しの場合には通知を受けた日から14日以内に、それぞれ新たな現場代理人を配置しなければならない。

4 受注者は、新たに現場代理人を配置するまでの期間は、当該工事現場における全ての作業等を中止するものとし、中止により工期内に工事を完成することができないこととなった場合は、約款第53条第1項第1号の適用を受けるものとする。

5 発注者は、受注者が第3項に規定する期限を過ぎてもなお新たな現場代理人を配置しないときは、約款第46条第5号の規定により契約を解除することができる。

■ 第5条は、工事現場の状況等の変化により、現場代理人を兼務させることが不相当と認められた場合の手續について示したものである。

第1項で、取消の要件について規定しており、同項第1号では事故の発生等により現場代理人の兼務が工事現場の適正な運営等に支障があると認められる場合、第2号では、第3条に規定する兼務の際の条件に該当しなくなった場合について、兼務の承認の取り消しを規定している。

第2項、第3項では、兼務の承認の取消を受けた場合の新たな現場代理人の選任の手續について規定

している。

第4項では、本条第1項(ア)、(イ)の理由による新たな代理人の配置に伴う工事中止のため工期内に完成する事が出来なくなった場合は、約款第53条第1項第1号に該当するものとして、発注者は受注者に対し損害賠償請求ができるとしている。

第5項では、受注者が第3項に規定する期限を経過しても現場代理人を配置しない場合について、約款第10条の現場代理人の設置規定に違反することから、約款第46条第5号の規定に該当するものとして契約を解除できるとしている。

※工事請負契約約款

(発注者の催告による解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の損害賠償請求等)

第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2～6 [略]